

## 勉強会における委員からの意見の例(案)

※ とりまとめに記載予定

## 1. 同意を求める私道共有者の範囲について

- ① 改正民法において、裁判所の関与のもとで、所在等不明共有者を同意の対象から除き共有物の変更・管理を行うことができるとする制度が創設された。当該改正の趣旨等も踏まえ、排水設備設置を円滑に促進する観点からも、対応を整理する必要があるのではないか。
- ② ライフラインの設備設置等に関して、民法上の解釈と、自治体への届出申請や、補助金の申請の際の運用とが異なり、手続きが滞るといふ相談を受けることがある。設備を設置すべき私道の共有者が遠方に居住しており、連絡がつかない等の状況も見受けられる。
- ③ 民法上の共有物の概念が適用される共有型私道と、他人の土地を使用する概念の相互持合型私道については、整理を別個にすべき。
- ④ 近年の分譲宅地の開発等では、私道を沿道の宅地の所有者で共有している場合が多いため、全員同意を求めない等の対応も可能となりうるが、古い時代に分譲された宅地等、筆界が特定されていない共有私道も多く、全員同意を求めざるを得ない実態もある。
- ⑤ 排水設備は私人の所有物という位置づけであるため、公共の下水道台帳に掲載されておらず、その正確な位置や所有者・管理者が不明となる例がある。新規に既存の共同排水設備に接続したいとする土地所有者等からは、公共における内容把握について、要望を受けることもある。
- ⑥ 相互持合型私道であっても、法第 11 条の趣旨を踏まえれば、共有者同士でトラブルが生じた場合、例え裁判で争ったとしても設備設置は認められると解される。他方、自治体として裁判に持込むこと自体が負担となるため、制度上で安全サイドを選択する傾向があると思われるので、自治体の検討に当たり参考となる考え方をわかりやすく整理して示すことができないか。
- ⑦ (設備設置に関し、)民法では、共有者全員同意は不要とされている一方、自治体の運用上、工事のための補助金を受けるために全員同意が必要とされているならば、結果的に円滑な手続きや工事は進まないケースがあるのではないか。
- ⑧ 全員同意を求める制度の見直しを行う予定がない自治体の理由として「住民同士のトラブルを防ぐ観点から、現状制度が最適と考えるため」「現状制度で困っていないため」と回答している自治体が多い。一方で、排水設備の老朽化が進み、更に改修が必要となり、その際に、所有者が不明であるために対応できないというケースが増えていくことが想定される。そのため、将来を見通して、見直すべきところは見直していくという対応が必要ではないか。

- ⑨ ・ 法や民法における規定の趣旨と、自治体の運用に乖離が生じている実態が見られる。現場を担当する自治体の問題意識にも鑑み、実態を丁寧に把握した上で、実態に合った課題への対応を検討する必要があるのではないか。
- ⑩ ・ 現場の自治体の後押しができるよう、想定されるケースの整理や課題に対応する工夫やベストプラクティスを示すことが有用なのではないか。
- ⑪ ・ 排水設備設置の確認に係る書類に係る手続きに関し、同意書添付に係る根拠を口頭等の運用としている割合が高いことは、行政手続の観点から、適切な状況と言えるのか。

## 2. 本人確認手続きについて

- ① ・ 押印見直しの取組が進められている中、未だに7割の自治体が同意書や添付書類等への認印の押印を求めているという現状に課題意識。各自治体において、見直しを進めるべき。
- ② ・ 記名、本人署名、押印等の使い分けについて、各自治体でどのような本人確認手法を求めているか整理が必要ではないか。
- ③ ・ 最低限の合意要件をどうすべきかはさておき、排水設備設置に当たり、共有私道で工事が行われると日常生活に影響を及ぼすことも多いので、関係する私道共有者の押印を集めることで、共有者間の話し合いや認識共有を促すという実態上の意味合いもあると考えている。
- ④ ・ 自治体としては、私道共有者からの同意の真正性を確認するために押印等を求めている実態があり、押印不要とした場合、代替としての真正性確認手段に悩みがあるのではないか。
- ⑤ ・ 「押印見直しマニュアル」における「押印見直しの判断フロー」の「押印を求める趣旨の代替手段」として、運転免許証の写し等が示されているが、私道共有者の中には申請代表者に個人情報である運転免許証の写し等を提出することに抵抗感があるのではないか、という議論もある。
- ⑥ ・ 本人確認書類等に係る根拠を口頭等の運用としている割合が高いことは、行政手続の観点から適切な状況と言えるのか。

以上